

## 児童育成手当の受給世帯へ生活支援特別給付金を支給

対象となる世帯に支給します(申請不要)。

- ◇対象 次のすべてに該当する世帯
- \*令和5年3月分の児童育成手当を受給した
- \*5年3月分の児童扶養手当を受給していない
- \*令和4年度の住民税が課税されている
- \*子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯 分、または、ひとり親世帯以外の低所得の子育

て世帯分)を受け取っていない

- ◇支給額 お子さん1人につき3万円
- ◇支給方法 児童育成手当の支給□座へ6月30 日に振り込み

☆詳しくは、手当・医療助成係へ。



## 目転車用ヘルメのト購入費の

交通事故の被害を軽減する自転車用ヘルメット の普及のため、補助します。

- ◇助成額 1個につき2000円を限度(1人1回の み/3000人/多数抽選)
- ◇必要書類 申請書、本人確認できる書類(マイ ナンバーカードなど)の写し
- ※申請書は、7月1日から、市役所地域安全係、 東部出張所、松原町コミュニティセンター、勤 労商工市民センター、あいぽっく、各高齢者福 祉センター、児童センター「ぱれっと」、環境コ ミュニケーションセンター、各市立会館、総合 スポーツセンター、アキシマエンシス国際交流 教養文化棟、FOSTERホール(市民会館)・公 民館で配布します(市ホームページからダウン ロードも可)。
- 下の表のとおり
- ※申請は、1人1通(1回)のみです。
- ◇助成券の送付 8月以降順次(抽選の場合、当 選者のみ)
- ※使用方法は、同封の案内をご覧ください。 ☆詳しくは、地域安全係へ。

## ▼申請受け付け

7	法・場所		В	時	
郵送		7月8日~21日(消印有効)に必要書類			
		を〒196-8511 市役所地域安全係へ			
	市役所	平日	7月10日(月)~	午前 8 時30分~	
	102会議室			午後5時15分	
	市役所 地域安全係		21日(金)	午前8時30分~ 午後5時15分	
	市役所 1 階 市民ホール	休日	7月8日(土)	午前8時30分~ 午後5時	

## 7月 前半のイベントカレンダー

	内容
1 (土)	⊕ふれあいコンサート→6/1号 8 第 担当公民館 ☎544-1407
2 (日)	●ボッチャ体験会→5/1号13分型3プルプーツ振興課 <b>☎</b> 544-4152
3 (月)	<ul> <li>●ヘルスアップ教室(全4回)→6/1号8学担当 あいぽっく☎544-5126</li> <li>●乳幼児歯科健診→6/1号9学担当あいぽっく ☎543-7303</li> </ul>
4 (火)	●山本省三さん原画展(8/6まで)→155-
5 (水)	●地域福祉計画審議会→6/1号 9 ☞ <u>担当</u> 福祉総務係 ●行財政改革推進会議→13億
6 (木)	<ul> <li>申いきいき元気教室(全10回)→6/1号9学担当あいぽっく☎544-5126</li> <li>●乳幼児歯科健診→6/1号9学担当あいぽっく☎543-7303</li> </ul>
7 (金)	●総合戦略推進委員会→6/15号 8 莎 <u>担当</u> 企画 調整担当
8 (±)	
9 (日)	
10 (月)	●子育てグループネットワーク会議→6/15号7 ⑤ 担当子ども家庭支援センター <b>☆</b> 543-9046 ●子育てワンポイント講座→14億

	内 容
11 (火)	
12(水)	
13 (木)	<ul><li>●ダンボールコンポスト講習会→6/15号 7 等</li><li>型当ごみ減量係☎546-5300</li><li>●子ども・子育て会議→13等</li></ul>
14 (金)	<ul><li>申あきしま創業セミナー(全5回)→6/15号3分</li><li>担当産業振興係</li><li>申働くなんでも相談→13分</li></ul>
15 (±)	<ul><li>申キミも「調べものマスター」になろう→6/15号7学担当市民図書館☎543-1523</li><li>申元気歯つらつ健口講座→6/15号8学担当高齢者支援係</li></ul>
16(日)	<ul><li>申韓国料理交流イベント→6/1号8 第 担当市民 図書館☎543-1523</li><li>●わかちあいの会→6/15号8 第 担当あいぽっく☎544-5126</li></ul>
17(祝)	

- ▶農産物即売会(1日・2日・5日・8日・9日・12日・ 15 □ · 16 □ ) → 13 ﴾
  - ▶学習サロン(2日・9日・16日)→5/15号6 ᢟ 担当福祉 総務課
- ※●のイベントは、申し込みが必要です。
- ※カレンダー内のページは、「広報あきしま」(特に明記していない場合は今号)のページです。 ※担当で電話番号のないものはすべて市役所**☎**544-5111(代表)です。